

鹿児島県循環器病対策推進協議会
委員名簿・設置要綱

鹿児島県循環器病対策推進協議会委員名簿

令和5年1月31日現在

任期：令和6年8月22日

区分	所属等	氏名	備考	
学識経験者	専門医（循環器内科分野）	鹿児島大学医歯学総合研究科 心臓血管・高血圧内科学 教授	大石 充 会長	
	専門医（心臓血管外科分野）	鹿児島大学医歯学総合研究科 心臓血管外科学 教授	曾我 欣治	
	専門医（脳卒中）	鹿児島大学医歯学総合研究科 脳神経外科学 教授	花谷 亮典	令和4年9月22日 委嘱
	専門医（脳卒中）	鹿児島市立病院脳卒中センター センター長・副院長・脳神経外科部長	時村 洋	
	救急	鹿児島大学医歯学総合研究科 救急・集中医療医学 教授	垣花 泰之	
	リハビリテーション	鹿児島大学医歯学総合研究科 リハビリテーション医学 教授	下堂 蘭 恵	
団体	（公社）鹿児島県医師会	常任理事	中島 均	
	（公社）鹿児島県歯科医師会	会長	伊地知 博史	
	（公社）鹿児島県薬剤師会	専務理事	岩元 暢秀	
	（公社）鹿児島県看護協会	常任理事	林 恵子	
	（一社）鹿児島県理学療法士・作業療法士・言語聴覚士連絡協議会	理事	生駒 成亨	
	鹿児島県保健所長会	始良保健所長	松岡 洋一郎	
	鹿児島県地域包括・在宅介護支援センター協議会	理事	星野 泰啓	
	鹿児島県医療ソーシャルワーカー協会	鹿児島大学病院 ソーシャルワーカー	野村 瑞穂	
	鹿児島県救急業務高度化協議会	会長	吉原 秀明	
	日本脳卒中協会	鹿児島県支部 支部長	松岡 秀樹	
患者代表	心疾患		上之菌 綾美	
	脳血管疾患		久保 克之	
消防関係者	鹿児島県消防長会 会長	松下 剛	令和4年9月22日 委嘱	
保険者代表	鹿児島県国民健康保険団体連合会 事務局長	川上 真人		
市町村保健師代表	肝属・曾於地域保健活動連絡協議会 循環器疾患等部会	前田 真由佳	令和4年9月22日 委嘱	

鹿児島県循環器病対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成30年法律第105号)第11条に規定する都道府県計画である「鹿児島県循環器病対策推進計画」(以下「計画」という。)の策定等に関し、必要な事項を検討するため、「鹿児島県循環器病対策推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他循環器病対策の推進に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、くらし保健福祉部長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 協議会に会長、副会長を置く。
- 3 会長は、委員の中から互選するものとし、副会長は会長が指名するものとする。
- 4 会長は、協議会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年7月13日から施行する。